

年金生活者等支援臨時 福祉給付金の給付

㊦10003654

対象…平成27年度市民税（均等割）が課税されない方（ただし、市民税が課税されている方の扶養親族や生活保護の被保護者は除く）のうち昭和27年4月1日以前にお生まれの方）※対象者には申請書を発送済 **給付額**…対象者1名につき3万円 **申請期限**…7月11日（月）

▼地域福祉課

☎22-7711 FAX23-3545

特設人権相談所を開設

㊦10003682

日時…6月1日（水）午後1時～4時 **場所**…田原福祉センター ボランテリアルーム **内容**…6月1日は「人権擁護委員の日」／隣近所のもめごと、家族間の問題（離婚や扶養、相続など）、いじめ、セクハラ、DVなどの相談を受付
※相談は無料、秘密は厳守します。

▼地域福祉課
☎23-3512 FAX23-3545



大規模な土地取引は 届出が必要です

㊦1001504

一定面積以上の土地取引を行う場合には、面積などに応じて契約前または契約後に届出が必要です。どちらの届出も、まとまった一体的な土地が対象になります。

◆契約前に必要な届出

対象…市街化区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地を譲り渡そうとする人 **届出時期**…土地売買契約を行う前（一定期間契約行為が制限されます）

◆契約後に必要な届出

対象…市街化区域に属する

2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地取引に際し、土地を譲り受けた人

届出時期…土地売買契約後2週間以内

▼街づくり推進課

☎23-3535 FAX22-3811

大規模な開発行為は 事前協議が必要です

㊦1001504

田原市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、「田原市土地開発行為に関する指導要綱」を定めています。市内で開発行為を行う場合は、あらかじめ、市との協議が必要になります。

対象…開発区域面積が3000㎡以上1万㎡未満の開発行為



（1万㎡以上の場合）、「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」の対象

※【開発行為】住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋め立てまたは干拓、浚渫、廃棄物の埋め立て、そのほか土地の区画形質の変更

▼街づくり推進課

☎23-3535 FAX22-3811

地区計画区域内での 行為など届出

㊦1002322

地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な居住環境を実現するため、道路、公園などの配置や建築物の用途や形態などに関するルールである地区計画を、以下の地域で指定しています。

◆指定地域

- ・田原木綿畑
- ・田原片西
- ・シーサイド田原光崎
- ・臨海田原一区
- ・田原浦鬼塚内陸企業団地
- ・田原浦片
- ・大久保団地

届出…地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築等を行う場合は、着手日の30日前までに届出が必要

▼街づくり推進課

☎23-3535 FAX22-3811

認知症介護者の集い

㊦10003590

対象…認知症の家族を介護している方 **日時**…5月12日（木）、6月9日（木）／いずれも午後1時30分～3時 **場所**…田原福寿園 **内容**…座談会、介護者の健康づくり、認知症に関する情報提供など

講師…介護福祉士、介護支援専門員など **定員**…20名（先着順） **参加料**…無料 **申込**…開催日の2日前までに田原福寿園（☎27-0008）へ電話にて

▼高齢福祉課

☎27-7980 FAX23-3545

